

◎新潟県告示第21号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

平成31年1月8日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 小千谷都市計画道路
- (2) 名称 3・5・8号 木津小千谷停車場線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 3・5・8号 木津小千谷停車場線

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

小千谷市旭町、大字蕨生字屋敷田、字延命地面、字広田、字山谷、字石原坂、字谷内田、字反目、字北上殿及び字一ノ沢の各一部

3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 自 平成31年1月8日

至 平成31年1月22日

(2) 場所

ア 長岡市沖田2丁目173番地2（〒940-8567）

新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課

イ 小千谷市城内2丁目7番5号（〒947-8501）

小千谷市建設課都市整備室都市整備係

4 意見書の提出方法

案について意見のある者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した意見書を縦覧場所に提出することができる。

5 意見書を提出できる者

小千谷市の住民並びに利害関係人

6 意見書の提出期限

平成31年1月22日（火）（必着のこと。）